

令和3年第4回府中町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 開 会 年 月 日 令和3年9月10日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年9月14日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	益 田 芳 子 君	副議長	児 玉 利 典 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	8 番	二 見 伸 吾 君
9 番	梶 川 三樹夫 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
16 番	橋 井 肇 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	増 田 康 洋 君
福 祉 保 健 部	長	山 西 仁 子 君

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

- 2 -

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。今日の最初の質問をさせていただきます。

質問事項としまして、有害鳥獣の捕獲体制について。

質問主旨ですが、近年、鹿やイノシシが住宅地にまで出没し被害が増えていることから、昨年12月議会において、「シカ・イノシシなどの野生鳥獣による被害防止対策を」というタイトルで一般質問を行い、箱わな増設や猟友会による捕獲回数を増やしていただきたいなどの要望を述べました。その後、議会報を御覧になった府中町の有害鳥獣捕獲班の方から、「箱わなは餌の交換など日々の管理が大切で大変手間がかかる。現在の捕獲班の人数は3名で、おのおの仕事を持っていることから、箱わなの数を増やすと対応がより難しくなる。捕獲活動を支障なく進めるためには、地域に協力してもらうなど、何らかの工夫が必要」との意見が寄せられました。

確かに、捕獲班の方3名だけでは、箱わなを管理することは難しく、ましてや猟犬を駆使した猟銃による捕獲は不可能と考えます。鹿やイノシシによる被害が増えている現在、早急に捕獲班の増員やサポートができる体制の整備が必要と考えます。箱わなにかかったイノシシは、箱わなから脱出しようと暴れて大きな音を出し続け、近くの住民に不安を与えるとともに大変危険であり、すぐ処置を取る必要があると考えます。

以上のことを踏まえ、次のことについてお伺いします。

1、府中町の有害鳥獣捕獲班の人数は過去8名おられたと聞いていましたが、3名にまで減員した経緯と増員計画について。

2、捕獲班の負担を軽くするため、箱わなの管理を業者などに業務委託することはできませんか。業務委託できる場合、その費用はどの程度ですか。

3、平日などで有害鳥獣捕獲班員がすぐ対応できないとき、箱わなにかかった有害鳥獣の止め差し、捕獲個体の運搬、処分などの一連の作業を業務委託先が行うことはできますか。また、一連の作業においてどのような免許が必要ですか。

4、猟犬を駆使した猟銃による捕獲を行う場合、有害鳥獣捕獲班員3名を補佐するためのメンバーを外部事業者委託することはできますか。委託できる場合、どのような事業者がありますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） おはようございます。町民生活部長です。１２番、力山議員からの一般質問、有害鳥獣の捕獲体制についてに答弁いたします。

昨年１２月議会で答弁しましたとおり、幸いに人的な被害の情報はないものの、市街地を含めた目撃情報、また畑の作物を荒らされた、土を掘り返した跡があるといった情報が多く寄せられていることから、箱わなの設置やイノシシ等が踏み越えるのを嫌がるネットの設置などにより対策を講じているところです。

それでは、１つ目の御質問、府中町の有害鳥獣捕獲班が３名まで減員した経緯と増員計画についてですが、府中町有害鳥獣捕獲班は、府中町有害鳥獣捕獲対策協議会において編成されております。捕獲班は、広島県猟友会の会員から選定していますが、平成２８年度に広島県猟友会から、捕獲班を編成する際は、地元の市町在住の者で編成することとなったことから、町外在住の方を選定できなくなり捕獲班を８名から３名に減員しました。増員するには、町内在住の方で広島県猟友会へ加入する方を増やす必要がありますので、捕獲班の協力を得ながら増員に努めているところです。

次に、２つ目の御質問、箱わなの管理を業者などに業務委託できないか、また委託できる場合は、その費用はどの程度かについてと３つ目の御質問、箱わなにかかった有害鳥獣の止め差し、運搬、処分などの一連の作業を業務委託先が行うことができるか、また、一連の作業においてどのような免許が必要かについて、一括で答弁いたします。

箱わなの管理については、箱わなの設置、捕獲した有害鳥獣の止め差し、運搬・処分まで一連の管理業務を業者へ委託することは可能です。委託先としましては、警備会社などがあります。

業務上必要な免許は、箱わなを仕掛けることについては、箱わなを使用する狩猟免許が必要となりますが、そのほかの業務については、特に免許等は必要ありません。ただし、止め差しに猟銃を使う場合は、猟銃免許が必要となります。

また、箱わなの管理業務を委託した場合の費用は、概算で年間３００万円程度を想定しています。

次に４つ目の御質問、猟犬を駆使した猟銃による捕獲について、府中町有害鳥獣捕獲班を補佐するため、外部委託することは可能か。可能な場合、どのような事業者が

あるかについてですが、猟銃・猟犬による捕獲活動については、広島県猟友会にマイスター制度があり、広島県猟友会の有害鳥獣捕獲隊員の中から、捕獲隊の中心的役割を担う高度な捕獲技能を有する隊員で捕獲マイスターとして登録されている方に有害鳥獣の捕獲業務を委託することができます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2 回目の質問はございますか。

1 2 番力山議員。

○1 2 番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

さて、今の答弁において、有害鳥獣捕獲班の人数が減少した原因は、平成 28 年度に広島県猟友会から捕獲班を編成する際は、地元の市町在住の者で編成するように要望があったためで、この要望により町外在住の方 5 名が捕獲班から離脱され、現在の 3 名体制となった、捕獲班の増員については、町内の有資格者、適性などの確認が必要で、捕獲班の協力を得ながら進めているとの回答を頂きました。また、箱わなの管理及び箱わなにかかった有害鳥獣の止め差しから処分までの一連の作業については、業者に委託可能であるとの回答を頂きました。また、箱わなを仕掛けることについては、狩猟免許が必要であり、差し止めに猟銃を使う場合は、猟銃免許が必要との回答を頂きました。猟犬を駆使した猟銃による捕獲においては、猟銃が必要ですが、猟銃を所持するためには警察に猟銃所持許可申請を行い、その人が銃を所持しても問題ないかなどの適性検査を受ける必要があるなど、ハードルが高いと聞いております。また、猟銃に興味や趣味を持つ人も少ないことから捕獲班のメンバーを増やすことはなかなか難しいのではないかと思います。

そこで、次のことを 2 回目の質問としてお尋ねします。

1、昨年 1 2 月議会において、箱わなの数を増やしてほしいと要望を述べましたが、現時点どのようになっていますか。

2、箱わなによる狩猟免許の取得方法について。

3、箱わなに有害鳥獣がかかっているかどうかの確認作業を容易にするため、ICT を使用した確認システムを導入することはできませんか。

4、市街地にイノシシや鹿が出没した場合の住民の安全確保が危惧されますが、町はどのような対策を取っておられますか。

5、猟銃・猟犬による捕獲活動については、広島県猟友会にマイスター制度がある

との回答を頂きましたが、それを利用した例はありますか。

6、有害鳥獣の捕獲については、昨年の12月での一般質問での答弁にもありましたが、箱わなによる捕獲数が全体の63%を占めており、府中町の地域性からも箱わなによる駆除が有効であると思います。現在の体制では、箱わなの管理などが困難な状態にあります。有害鳥獣による被害防止対策として機能するよう、町として体制を整備する考えはありますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長でございます。

力山議員から2回目の質問について答弁させていただきます。

6点御質問がありましたが、まず、1点目の御質問。昨年12月議会において、箱わなの数を増やしてほしいと要望を述べたが、現時点でどうなっているかについてでございますが、今年度は国からの補助を受け、箱わなのほう7基購入する予定としております。現有の8基と合わせて15基となる予定でございます。

次に、2つ目の御質問。箱わなによる狩猟免許の取得方法についてでございますが、箱わなによる免許につきましては、都道府県が年に1回行います、わな猟の試験に合格する必要があります。わな猟は18歳以上の方が受験することができとなっております。

次に、3つ目の御質問、箱わなに有害鳥獣がかかっているかどうかの確認作業を容易にするため、ICTを使用した確認システムを導入することはできないかについてでございますが、現在、箱わな8基に対しまして、センサーカメラを5台保有しております。順次センサーカメラの保有を拡大してまいりたいと考えております。

次に、4つ目の御質問、市街地にイノシシや鹿が出没した場合の住民の安全確保が危惧されるが、町はどのような対策を取っているのかについてでございますが、本年度から市街地にイノシシや鹿などが出没した際に対応できるよう、警備会社に緊急出動をしてもらえよう、委託契約を締結しております。

次に、5つ目の御質問、猟銃・猟犬による捕獲活動については、広島県猟友会にマイスター制度があるとの答弁について、それを利用した例はありますかでございますが、まだ町で利用した例はございませんが、広島県が以前広島県猟友会に捕獲マイス

ター制度を利用し、捕獲を実施した例がございます。

次に、6つ目の御質問、箱わなについて、有害鳥獣による被害防止対策として機能するよう、町として体制を整備する考えはあるのかについてでございますが、近年全国的にもイノシシや鹿、猿などの動物の目撃情報、被害情報が多く報告されております。特に山林と隣接している地域の安心・安全のため、有害鳥獣被害の防止対策は必要であると認識しております。有効な駆除方法や業者への管理業務委託を含め、検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。3回目の質問を行います。これは要望としてお願いでございます。

近年、山沿いの畑や住宅街などに鹿、イノシシなどの有害鳥獣が頻繁に出没し、農作物や庭の花木を荒らしています。これら有害鳥獣は日中でも見かけることが多くなり、時に住宅街に出没した有害鳥獣が人間に危害を加えたとのニュースも時々新聞で見ます。住宅街における有害鳥獣の出没については、警備会社に委託し、安全対策を講じているということですので、少し安堵しているところですが、根本的な対策として、有害鳥獣の個体数を減らすことが肝要であり、一番の被害防止策となります。現在の有害鳥獣の駆除方法としては、箱わなによる捕獲が最も有効であると思います。箱わなにかかったイノシシなどの有害鳥獣は、箱わなから脱出しようとして暴れて大きな音を出し続け、近くの住民にも不安を与えるとともに、大変危険であるためにすぐに処理する必要があります。有害鳥獣捕獲班3人体制では困難と思います。箱わなの数が現在の8基から7基増え、15基となる予定とのことですので、15基になればますます管理が難しくなります。このことからぜひ町として箱わなの設置、管理が機能するよう、業者への箱わなの管理委託などを検討していただき、山林などと隣接する地域の安心・安全のための箱わなの管理体制を整備していただきたいと思います。また、これを実現するための予算づけについてもぜひよろしくお願いいたします。

これを強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、有害鳥獣の捕獲体制について、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、府中町歩行喫煙等の防止に関する条例の現状について、
2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） おはようございます。昨日から新人議員は1年たってということ
とでさらに頑張りますと気持ちを新たにしておりましたけども、私も気持ちは同じで
すが、いまだに高いところに立ってですね、発言をするときは慣れないなと思ってい
ます。

では、質問をいたします。府中町歩行喫煙等の防止に関する条例の現状について質
問します。

府中町歩行喫煙等の防止に関する条例が、平成31年4月1日に施行されて2年半
が経過しました。その間歩行喫煙禁止ののぼり旗、歩きたばこ0（ゼロ）ぽい捨て
0（ゼロ）の町へのステッカー・ポスターを府中町内の学校等76団体に配布し、イ
オンモールでのイベントも含め啓発活動を実施してきました。その結果、公共施設内
での全面禁煙は浸透し、よりよい環境が保たれていると思います。

しかし、施設外に目を向けると、まだまだ良好な環境とは言えない喫煙者の行動と
して、歩行喫煙やくわえたばこでの自転車・バイクの運転等、受動喫煙を誘発する行
動が目につきます。私も朝、道隆寺下の交差点で見守り活動を手伝っておりますけど
も、自転車・バイクのくわえたばこは時々見かけるところでございます。さらに通学
路での歩行喫煙等は保護者としては、あり得ない行動として特に目に映り、怒りさえ
覚えるというふうに言われております。たばこの煙は、目に見える白い部分は10%
で、見えない部分が90%と言われていて、その発がん性物質を含んだ煙は最低7メ
ートル先に届くと言われております。喫煙者が気づかないでも、小さな子どもたちや
妊婦の方へ煙が届いています。日本たばこのJ Tマナーグラフィックギャラリーとい
うJ Tのサイトがありますけども、その中の何件かを紹介すると、煙の行方、本人だ
けが他人でしたとか、たばこを持つ手は、子どもの顔の高さだったなど、喫煙者をい
さめる標語がつづってあります。また、たばこのフィルターはプラスチックなどを加
工してつくられているため、ポイ捨ては環境を汚染するだけではなく、廃棄物処理法
に抵触し、軽犯罪法になります。

そこで次の事項についてお伺いします。

1、現在の啓発活動状況及び路上喫煙者のマナー状況はどうか。

2、通学路での歩行喫煙等禁止を分かりやすく表示することは可能か。

3、子どもたちを受動喫煙から守るキャンペーンやイベントを催す考えはあるか。

子どもたちを受動喫煙から守るために、行政としてできる限りの最善を尽くしていただきたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） おはようございます。福祉保健部長です。

2番宮本議員の一般質問、府中町歩行喫煙等の防止に関する条例の現状についてに答弁いたします。

望まない受動喫煙等の防止対策の強化については、健康増進法第25条や広島県がん対策推進条例等に基づき、さらには、健康増進法の一部改正により、国及び県においても進められておりますが、町においても、府中町歩行喫煙等の防止に関する条例を平成30年9月11日に制定し、平成31年4月1日から施行しております。本条例においては、道路や公園、広場等の屋外の公共の場所における歩行喫煙を禁止し、火災のおそれや環境美化の観点からたばこのポイ捨てを禁止、また屋外の公共の場所で喫煙する際は、望まない受動喫煙が生じないよう周囲の状況に配慮し、特に子どもや妊婦等の周囲では喫煙をしないよう努めることとするほか、町の責務、町民等の責務、事業者の責務等を定めております。

条例の趣旨であります歩行喫煙及びポイ捨ての禁止及び受動喫煙等の防止に向け、広報ふちゅう及びホームページへの掲載、町内にのぼり旗の設置、ポスターの掲示、チラシの配布及びバス停に禁煙ステッカーの掲示など、啓発活動を実施してまいりました。しかし、条例施行後2年半という時間的経過の中で、議員御指摘のとおり、歩行者や自転車、バイクなどの運転者についても、歩行喫煙等の防止における意識が薄れてきている状況を目にする機会が増えてきているように感じます。

御質問の1点目、現在の啓発活動状況及び路上喫煙者のマナー状況はどうかについてですが、最近の啓発活動については、令和2年4月に、のぼり旗の標語を「歩行喫煙はやめて」から「吸う場所を選ぶあなたにありがとう」に変更し、新しいのぼり旗を町内に設置いたしました。チラシ等につきましては、今年度、新しいデザインに変更する準備を進めております。

路上喫煙者のマナーについては、条例施行後、毎年2回、福祉保健部の職員で、向

洋駅周辺エリアと町内のバス停周辺、及び町内の公園にポイ捨てされている吸い殻を調査しております。条例施行後１年目の令和元年と翌令和２年を比較して、向洋駅周辺は、１３６本から６４本と半減していました。バス停周辺は、町内を３コースに分けて調査しております。うち、２コースは、１８９本から９３本に、１２０本から３７本と減っておりますが、１５９本から１８１本に増えたコースもありました。バス停周辺は、禁煙のため、禁煙のステッカーを貼って啓発しておりますが、ポイ捨てが増加しているバス停があることに、啓発不足を感じております。公園は利用者が比較的多い公園と喫煙所を設置しました公園を調査しております。全体では、３１本から６２本と増えていましたが、喫煙所を設置しました公園は、ほとんどポイ捨てはない状況でしたので、喫煙所での喫煙を守ってもらえているものと思われます。

今年度は、コロナ禍で、まだ実施しておりませんが、年内には調査を実施し、実態を把握したいと考えております。引き続き、ポイ捨てゼロを目指し、しっかり調査・啓発してまいります。

２点目の質問、通学路での歩行喫煙等禁止を分かりやすく表示するのは可能かについてですが、通学路に特定した事業は実施しておりませんが、子どもたちが多く通る場所にのぼり旗を設置したり、ポスターを掲示するなど、啓発の仕方について工夫してまいります。

３点目の質問、子どもたちを受動喫煙から守るキャンペーンやイベントを催す考えはについてですが、平成３１年１月２５日・２６日の両日に、イオンモール広島府中において、厚生労働省とスポーツ庁のイベントがあり、会場に、府中町歩行喫煙等の防止に関する条例のＰＲブースを出展させていただきました。今は、コロナ禍で、イベント等については実施できていない状況ですが、今後も、子どもたちを含め、町民の皆さんを、望まない受動喫煙から守れるよう、啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） ２回目の質問はございますか。

２番宮本議員。

○２番（宮本 彰君） 私も２０年前までは喫煙者の１人でした。ですので、喫煙者の気持ちはよく分かります。が、しかし、受動喫煙者は減らしていかなければなりません。福祉保健部のほうで苦勞されて毎年２回ポイ捨てされている吸い殻を調査されて

います。御苦労さまです。私も資料頂きましたが、先ほど山西部長が答弁されたように、人の動線で集中しやすい向洋駅周辺が群を抜いて多い状況です。特にその資料の中で、南小学校と空城公園で吸い殻が増えているのが目立ちます。路上で歩行喫煙の違反をしている人がいても一個人が違反者に注意するのはなかなかできません。無益な衝突を生みかねないとか、逆恨みをされるかもしれないと考えるからです。だから、多くの人は見て見ぬふりをして、受動喫煙に我慢しているのが実情です。その一部の正義感の強い人などが勇気を持って注意したために、トラブルになったりすることも聞いております。そのような被害を防ぐために、行政の責任として、例えば学校の登校時であれば児童の見守り活動をされている方に協力していただき、歩行喫煙等禁止の腕章、またはたすきをつけて登校の見守り活動をしていただくとか、いろいろ方法はあると思いますが、そのような考えはありますか。

また、条例では歩行喫煙等禁止の範囲が府中町の公共の場所、道路、広場、公園その他の不特定多数の者の利用に供する場所となっております。町内全ての道路ですよ、町長も含めて喫煙者の皆さん、御存じでしたか。通学路は道路の一部といえそうですが、もう少し分かりやすい表現に条例を変える考えはありませんでしょうか。分かりやすくすることにより、喫煙者に対し、意識を高揚させることは期待できると思います。

現状の条例は、喫煙者のマナー意識任せになっていると思います。喫煙者任せにするのであれば、誰が読んでも分かりやすい文章にしませんか。

以上、お伺いします。答弁よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（塩月久美子君） 健康推進課長です。宮本議員の第2質問に回答いたします。

まず1点目の、登校時間に児童の見守り活動をされている方に歩行喫煙等の防止の協力をしていただく考えはありますかということですが、議員御指摘のとおり、歩行喫煙防止等の啓発腕章、たすき等の作成を含め、子どもたちを望まない受動喫煙等から守れるよう、効果的な啓発方法について検討いたします。

次に2点目です。条例の公共の場所、本町の区域内の道路、広場、公園その他不特定多数の者の利用に供する場所という表現が分かりにくいということですが、表現に

についても、他の自治体の条例等を参考に、研究してまいります。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3 回目の質問はございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。とにかく受動喫煙はたばこを吸わない人からすれば重大な関心事項です。特に母親は常に見ております。どうか町にはよくやってもらっていると言われるような活動や条例の改正をよろしく願います。

以上、要望です。質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、府中町歩行喫煙等の防止に関する条例の現状について、2 番宮本議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、府中町のヤングケアラーの現状は、3 番西山議員の質問を行います。

3 番西山議員。

○3 番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。3 番西山、質問事項として府中町のヤングケアラーの現状はということで質問いたします。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常行っている18歳未満の子どもをいいます。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物や掃除などの家事を行ったり、家族に代わり、幼い兄弟の世話をしたり、アルコールやギャンブル問題を抱えている家族に対応するなど、ヤングケアラーの実態は様々です。

ヤングケアラーが表面化しにくいのは、家庭内のデリケートな問題のため、誰にも相談できない、または相談しないことや、本人や家族に支援が必要である自覚がないことなどが原因であると言われていています。これは全国的にも問題視され、実態把握が必要と言われていますが、府中町の現状について伺います。どうか御答弁よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。3 番西山議員の一般質問、府中町

のヤングケアラーの現状はについて答弁いたします。

ヤングケアラーは、議員御指摘のとおり、家族の介護や看護等、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行うことで、十分な自分の時間をつくることができない18歳未満の子どものことをいいます。家族の介護等、重い責任を担うことで、学校を休みがちになるなど、子どもらしく過ごせる権利や教育を受ける権利が侵害されるなど社会問題となっており、早期の実態把握や効果的な支援が、将来を担う子どもたちにとって重要であると言われております。

御質問の本町の現状についてですが、ヤングケアラーの実態調査は実施しておりませんので、詳しい件数の把握は現在ではできておりませんが、虐待等で保護や支援が必要な子どもたちの適正な支援を行うために子育て支援課に設置しております府中町要保護児童対策地域協議会において、令和3年9月2日現在、ヤングケアラーに該当するケースは6件ございます。いずれもお子さんが3から5人いる多子世帯で、母子・父子等の独り親家庭、または母もしくは父が病気を抱え、生活に困窮している家庭であり、家事や看護に加えて、小さい兄弟の世話をしているケースが多く見られます。町としては、養育支援訪問事業により、家事・育児支援を行うとともに、他の福祉サービス等を活用しながら、現在支援をしている状況です。

現在、要保護児童対策地域協議会においては、全体で276件の要支援・要保護ケースを抱えておりますが、ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題で表面化しにくいいため、今後の支援を継続する中で、ヤングケアラーとしての支援が必要なお子さんも出てくるかと思えます。今年4月に子育て支援課に設置しました子ども家庭総合支援拠点には、保健師、保育士、精神保健福祉士、社会福祉士など専門の職員を配置し、現在、子どものいる家庭の実情の把握、相談等への対応、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、関係機関との連絡調整を行っております。この拠点を中心に、関係機関との連携強化を図りながら、子どもたちが1人で悩まず、相談しやすい環境を整えるとともに、子どもたちへの適正な支援を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御答弁ありがとうございます。2回目の質問をいたします。

ヤングケアラーについては、厚生労働省のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームが５月１７日付で報告書を公表しています。ヤングケアラーがケアをする家族に対しては、既に医療・介護・福祉の機関や介護支援専門員、相談支援専門員等専門職の関わりがあることも一定数あるが、その中にはケアを要する家族と同居する子どもは、中高生であっても福祉機関や専門職から介護力と見られてしまい、しかも大人の介護者と同等に扱われるため、ヤングケアラーによる介護がなされることを前提とした福祉サービスの利用調整などが行われるケースがあると指摘を受けています。そのため、孤立や孤独が大きな社会問題となっています。ヤングケアラーに対して、府中町での支援活動も先ほど言っていたんですが、さらにどのように行われる予定でしょうか、伺います。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。

西山議員からの２回目の御質問、ヤングケアラーに対して、府中町での支援活動はについてですが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、現在、継続支援をしております家庭に対しては、養育支援訪問事業により、家事・育児支援を行うとともに、他の福祉サービス等を活用しながら、支援をしている状況でございます。

今後は、今年度実施いたします府中町地域福祉計画のアンケート調査を活用し、ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、現在もヤングケアラーの支援を継続しております子ども家庭総合支援拠点を中心に、関係機関との連携を図りながら、早期発見・早期対応に取り組み、適正な支援を進めてまいります。また、ヤングケアラーへの理解を深めることができるよう、職員及び関係団体のスキルアップ研修も必要と感じております。ヤングケアラーが孤立しないように、子どもたちが相談しやすい環境づくりにも取り組んでまいりたいと思っております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ３回目の質問はございますか。

３番西山議員。

○３番（西山 優君） 要望となりますが。先ほど御答弁ありがとうございます。

ヤングケアラーが介護者である場合は、介護事業者や行政機関のほか、地域の児童委員なども積極的に連携して、早期発見、そして支援をいただきますよう、要望して

私の質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、府中町のヤングケアラーの現状は、3番西山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、水分峡森林公園の災害復旧は、9番梶川議員の質問を行います。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

水分峡森林公園の災害復旧はということで質問をいたします。

水分峡森林公園を中心とした町北東部の自然は、町民のみならず近隣市町や遠方からの利用もある自然と身近に共生できる憩いの場として府中町が誇れる自然環境です。しかしながら近年、豪雨による自然災害が多発する中で、平成30年7月豪雨災害では、水分峡森林公園においても親水広場や石ころび池など、大きな被害を受けました。その後、災害復旧工事が進み、8月中にはキャンプ場まで開放される予定と聞き、楽しみにしておりましたが、今年7月及び8月の豪雨の影響により、再度、公園の開放が延伸されることとなり、早期復旧を願っているところでございます。

以上を踏まえて質問をいたします。水分峡森林公園を開放するためには、災害復旧を完了させることが第一ですが、公園内の憩いの森広場等、町が管理する施設と、今年の豪雨によりさらに土砂が堆積した大堰堤等、県が管理する施設の災害状況及び復旧計画、完了予定についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。9番、梶川議員からの一般質問、水分峡森林公園の災害復旧はについて答弁いたします。

本町の北東部に広がる水分峡森林公園を中心とした自然環境については、議員御指摘のとおり、第4次総合計画において、自然共生型のまちづくりの実現に向けて自然と触れ合える場や、緑化の推進や自然と身近に共生できる環境を確保するため、水辺を保全・活用し、四季を通じた憩いと心の環境づくりの推進を図っていくものとしており、水分峡森林公園を中心とした自然環境の整備は、町民の憩いの場、癒やしの場として、また、子どもたちの自然学習の場として、町の重要な取組の1つであると認識をしております。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害により、水分峡森林公園内の親水広場や砂防堰堤、大堰堤周辺も多大な被害を受け、また、令和2年7月の豪雨災害では、石ころび池の土砂が堆積し、憩いの森広場ののり面が崩壊するなど、平成30年豪雨災害の復旧工事を進める中で、新たな災害が発生し、森林公園を開放できない状況となりました。そして、今年も、ようやく8月中にはキャンプ場まで開放について、めどが立ったところで、7月及び8月の豪雨の影響により、憩いの森広場などが被災したため、森林公園の開放を延期することとなり、町民の皆様の安全が第一ではございますが、大変申し訳なく思っているところでございます。

それでは、御質問の水分峡森林公園内の町及び広島県が管理する施設の災害復旧状況と完了予定。併せて、大堰堤に堆積している土砂等の対応について答弁いたします。

まず、町施設についてですが、水分峡森林公園の開放延期の大きな要因となりました憩いの森広場の復旧工事につきましては、本議会により、補正予算は可決をいただきましたが、その契約について、追加議案を提出いたします。本議会の議決をもって、請負業者と本契約を締結し、早急に着手したいと考えております。なお、工期については3月末までを予定をしております。

次に、広島県が管理する施設の災害復旧工事の状況については、平成30年に被災した花立山、草摺の滝上流の砂防施設については、現在、工事着手しており、令和4年3月に完了する予定です。

最後に大堰堤に堆積している土砂等の対応についてですが、平成30年7月豪雨災害時には堰堤上流にある多数の溪流から流出した土砂や流木により大堰堤に堆積した大量の土砂や転石、流木等は、被災後、すぐ県に除去していただきました。その後、大雨等の影響で、上流から流出した土砂等により現在の堆積状況となっていますが、県が示します砂防堰堤上流部に堆積した土砂等を除却する基準である堰堤の水通し部の高さを超えて土砂や流木が堆積している状況ではないと思われます。しかし、町民の皆様からは現在の土砂災害が多発する中で、大堰堤に堆積している土砂の状況を心配される声も多く、本町においても大堰堤に設置しています監視カメラで異常がないか確認を行うとともに、県と連携し砂防施設や治山施設の役割や管理についても広報してまいりたいと考えております。また、自然共生型のまちづくりを推進していくためにも水分峡森林公園の早期の開放に向けて、復旧に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

9 番梶川議員。

○9 番（梶川三樹夫君） ありがとうございます。憩いの森の復旧工事は、工期が3月末を予定しているということですが、町民の皆さんも楽しみにしておられますので、よろしくお願いいたします。また、花立山、草摺の滝上流の砂防施設も来年3月に完了ということで、これもよろしくお願いいたします。

あと、大堰堤に堆積している土砂、これも住民は大変心配しておられます。特にその近辺に住まわれております町の東北部の住民の方は大変心配しておられますので、今、答弁にありましたように私もちょっと理解不足だったんですけども、大堰堤というのは本来非管理型の砂防施設、つまりたまった砂を、たまればどんどんどんどん取るというものではなくて、砂防堰堤の役割というのを私もちょっと調べたんですけども、上流から流れてきた土砂をためて、上流からの川の傾きを緩やかにして土砂の流れの勢いを弱め、下流の民家などへの影響を少なくするというもので、常に堆積した土砂を除去するものではないということで、ネットで調べた限り、そういうことが書いてあって、私もちょっと理解が不足していたなということを感じました。もちろん堰堤の水通し部の高さを越えて土砂や流木が堆積している状況になると基準を超えたということで県は堆積物の除去をするということだと思いますのでこのことは地域住民に理解できるようにしっかり説明をしてほしいと思います。できれば図なども入れて、言葉だけではなかなか分かりにくいと思いますので、ホームページ等で周知をしてほしいと思っております。私が調べた中では、国土交通省の中部地方整備局沼津河川国道事務所が出している図入りの説明がとっても分かりやすかったので、あとでまた部長のほうにも伝えたいと思っております。

それでは、続きまして、2回目のちょっと質問ですが、近年、毎年のように豪雨による災害が発生する中で、自然と共生できる環境づくりを推進していくためには、災害復旧と併せて森林や山全体の強靱化が必要だと思いますが、それについて町の考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長でございます。梶川議員の2回目の御質問、自然と共生できる環境づくりを進めるため、森林や山全体の強靱化が必要だと思うが、町

の考え方を示してほしいについて答弁いたします。

平成30年7月豪雨災害以来、水分峡森林公園や林道など、その周辺の山地は大きな被害を受け、公園施設や林道施設は現在も災害復旧工事を進めているところでございます。しかし、議員御指摘のとおり、部分的な災害復旧だけでなく、脆弱な状態となっている山全体の強靱化も進めていくことは必要であると考えております。

今年3月に策定しました府中町国土強靱化地域計画においても山の保全に係る強靱化の施策として、広島県に対して治山施設の効果的な配置や既存施設の点検、修繕の実施を引き続き要望していくものと町の方針を明示しております。

関連する事業としましては、現在広島県が水分峡森林公園内において新たに治山堰堤を1か所整備する計画であり、また既存の治山施設等の修繕を計画的に実施していただいております。

今後も広島県と連携し、山の保全について強靱化を図り、町民の皆様が自然と共生できる環境づくりを推進してまいります。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 御答弁ありがとうございます。

町の総合計画、強靱化計画において、山の保全、自然と共生できるまちづくりについてしっかり取り組んでいかれるということでよろしくお願いいたしますと思います。

水分峡森林公園を中心とした自然環境はこの府中町の宝です。子どもたちや次の世代にもしっかり残していかなければならないと思っております。災害復旧工事、治山工事、堰堤などを含む山の管理を引き続きしっかり行っていただき、森林公園の早期開放をお願いしたいと思っております。

最後にもう1点お聞きしたいと思っております。平成30年7月豪雨災害では、広島市から府中町域まで、府中大川に大量の土砂が堆積し、河川管理者である広島県において継続してしゅんせつが行われていたと思っております。今年はまだしゅんせつ作業を行っているのを見ないのですが、しゅんせつを行う予定はあるのでしょうか。そのことをお聞きしたいと思っております。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長でございます。梶川議員の3回目の御質問、府中大川しゅんせつ工事の今年度の予定について答弁いたします。

管理者である広島県に確認したところ、既に施工業者は決まっており、新大洲橋上流部から府中大川、榎川の合流部までの区間について、10月頃から実施する予定となっております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、水分峡森林公園の災害復旧は、9番梶川議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、休憩をいたします。

再開は10時40分といたします。休憩。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時40分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 続いて、厚生関係第5項、高齢者等世帯に対するごみ出し支援について、1番川上議員の質問を行います。

1番川上議員。

○1番（川上翔一郎君） 皆さん、おはようございます。1番の川上です。

本日は一般質問の機会を頂き、益田議長、児玉副議長はじめ、先輩同僚議員各位に心より感謝を申し上げます。昨日もですね、何人かの議員の方もおっしゃっていましたが、私も初当選から1年になりました。しかしながら、コロナウイルス感染の影響もあり、なかなか視察等議員活動が難しいことも多々ありましたが、たくさんの方々に支えていただき、御指導賜りましたこと、心より感謝申し上げます。今後とも頑張っ

てまいりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項、高齢者等世帯に対するごみ出し支援について。

近年、高齢者や障がい者などが、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むための施策が推進される中、ごみ出しが困難な状況にある世帯が、必要な支援を

受けられないケースが増加しています。府中町においても、高齢化が進んでおり、ごみステーションまでが遠い、急な坂道がある、また同居の家族がいないため高齢者だけで生活しているなど、自ら日々のごみ出しが難しい世帯の増加が今後も見込まれます。

府中町では令和3年3月に策定された府中町高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の重点的取組である高齢者を支える体制づくりの中で、在宅福祉サービスの1つとして、高齢者等生活環境支援事業大型ごみのごみ出しが掲げられ、大型ごみをごみステーションまで自分で持ち出すことのできない高齢者や障がい者などに対して個別に訪問して収集するという事業が実施されています。また、第4次総合計画後期実施計画では令和5年度から大型ごみ以外のごみについても戸別収集を実施することが計画されていますが、今後も高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で少しでも安心して在宅生活を続けるためには、日々のごみ出しの負担を軽減することも重要だと考えます。

1、近隣市町での実施状況及び高齢者等生活環境支援事業大型ごみのごみ出しの実施状況。

2、高齢者や障がい者などを対象にしていますが、利用者の要件は。

3、利用世帯数の今後の見込みは。

以上、3点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。1番、川上議員からの一般質問、高齢者等世帯に対するごみ出し支援について答弁いたします。

高齢者等世帯に対するごみ出し支援は、ごみステーションまで自らごみを持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方の世帯を対象に、自宅前または所定の場所でごみを収集するサービスです。議員御指摘のとおり、高齢者や障がいのある方などごみ出しが困難である世帯は、高齢化の進行などにより増加することが見込まれます。また、ごみステーション方式を導入している市町村では高齢者や障がいのある住民にとって、ごみステーションまでごみを搬出することは負担が大きいものとなっております。

それでは、1つ目の御質問、県内の市町での実施状況及び高齢者等生活環境支援事

業（大型ごみのごみ出し）の実施状況についてですが、県内市町の実施状況は、当町も含め10市町が実施しています。全てのごみを対象としている市町は、呉市と大竹市の2市、大型ごみ以外のごみを対象としている市町は、三次市、東広島市、廿日市市、三原市、世羅町、海田町の6市町、大型ごみのみを対象としている市町は、広島市と府中町となっています。大型ごみ以外のごみを戸別に収集する頻度は、週1回とする市町が6市町と最も多くなっています。対象者の要件としましては、ごみステーションまで自らごみを持ち出すことが困難な世帯で、各市町で対象とする介護の区分、障がい等の等級など異なりますが、介護保険法の要介護の認定を受けている人、身体障害者手帳の交付を受けている人、療育手帳の交付を受けている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などを対象としています。

次に、府中町の高齢者等生活環境支援事業、大型ごみの戸別収集は、年2回までで、平成30年9月開始の初年度が12件、令和元年度が24件、令和2年度が36件となっており、一定程度のニーズや、制度の浸透によって利用者が徐々に増加をしております。

続きまして、2つ目の御質問、利用者の要件についてですが、当町の大型ごみ戸別収集の要件は、ごみステーションまで自ら大型ごみを持ち出すことが困難で、次のいずれかに当てはまる人だけで構成される世帯として、1、要介護1から5の認定を受けている人、2、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている人、3、療育手帳のAまたはマルAの交付を受けている人、4、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、5、75歳以上の人としており、現在計画中の大型ごみ以外のごみ収集については、1つ目の質問で答弁しました他市町の要件の事例も参考に当町の実情に合った利用者の要件について検討をまいります。

次に3つ目の御質問、利用者世帯数の今後の見込みについてですが、第4次総合計画後期実施計画のとおり、令和7年度末の登録世帯数の目標値は、高齢化率が類似しています東広島市の利用実績から人口、高齢化率等を比較した推計値60世帯を見込んでおります。今後、当事業の実施に向けて、自らごみ出しが困難な高齢者等世帯に対し、実情に合った制度となるよう検討をまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 答弁ありがとうございます。

それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

県内の市町の事例を参考に、府中町の状況に合った実施内容になるように対象者の要件や収集方法などを検討していくということですが、どのようにニーズ等把握されているのか、お聞かせください。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長でございます。川上議員の2 回目の御質問、どのようにニーズ等を把握されるのかについて答弁させていただきます。

現在、環境課のほうでは府中町ごみ処理基本計画の改定作業を行っております。その中で、府中町廃棄物減量等推進審議会において議論いただきながら、その過程で住民の皆さんを対象にごみ処理に関するアンケートを予定しております。新しい施策として新たなふれあいごみ収集事業について設問を設け、ニーズを確認する予定でございます。

また、対象者となる高齢者や障がい者に関する福祉施策を所管する福祉保健部とも連携し、協議等を行い、高齢者や障がい者の皆様に配慮した制度となるよう、設計していきたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 3 回目の質問はございますか。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 2 回目の答弁ありがとうございます。

それでは最後にですね、要望させていただきます。

今後も高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けるためには、やはり日々のごみ出しの負担を軽減することは重要だと考えています。府中町の住民ニーズに合った制度となるよう、しっかり制度設計をしていただくよう、最後に要望させていただきます。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第5 項、高齢者等世帯に対するごみ出し支援について、1 番川上議員の質問を終わります。

続いて厚生関係、第6 項、府中町の子育て施策について、1 8 番木田議員の質問を行います。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。

府中町の子育て支援について質問させていただきます。

府中町は、広島都市圏で一番の子育てしやすい町を目指しており、子育てメニューが豊富な町と評判を聞いて転入される若い世代も多くいると聞き、大変誇らしく思っております。また、子育て支援の一環として、平成29年度からプラチナ保育制度を導入されています。おじいちゃん、おばあちゃんが町内の子育てを手伝うという仕組みですが、コロナ禍で感染拡大している他県に子どもが住んでいる場合、気軽に家に手伝いに行くこともできません。町内でもこのような悩みを抱えて困っておられる子育て世帯があるのではないのでしょうか。

コロナ禍で近親者に子育ての手助けを求めるニーズは高まっていると推察されます。町内に祖父母等がおられればこの制度を活用できますが、町内に支援してくれる親族がいない方に対して、保育園以外で何か子育て支援策はありますか。

子育ては、成長に応じた支援のニーズがあるのではないかと思います。このようなニーズに対して、支援メニューには、どのようなものがありますか。

また、地域の保育園や関係機関が実施する子育て支援の役割をどのように考えておられますかという質問でございます。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。18番木田議員の一般質問、府中町の子育て施策についてに答弁いたします。

議員御指摘の府中町プラチナ保育事業は、保護者が、就労や疾病等により昼間に保育をすることができない保育の必要なお孫さんを祖父母等が自宅で保育する孫育てに対し府中町プラチナ保育手当として、児童1人につき、月額1万5,000円を支給する事業です。手当の対象児童であります3歳未満のお子さんの保護者が、お子さんの保育が必要になったときに、保育園等による集団保育という従来の選択肢だけではなく、祖父母等による家庭保育によりプラチナ保育手当を受けるという新しい選択肢を増やしたものでございます。平成29年度の事業開始以来、毎年、22から28名の利用があり、現在も、17名の利用があるなど、多くの方に利用されており、新しい保育の選択肢として定着してまいりました。

御質問の1点目、町内に支援してくれる親族がいない方に対して、保育園以外の子育て支援策はありますかについてですが、保育の必要な3歳未満児のお子さんについては、認定こども園及び保育所が選択肢になります。保育所には、認可保育所のほか、小規模保育所、事業所内保育施設等も認可されております。3歳以上になりますと、幼稚園という選択肢も増えてきます。

御家庭で子育てをされていて、支援が必要な方には、町内の保育園に付設された地域子育て支援センター及び町内に2か所あります児童センターにおいて、地域子育て支援拠点として、相談及び事業を実施しています。また、ファミリーサポートセンター事業の活用も選択肢の1つです。子育て等の相談につきましては、子育て支援課の子ども家庭総合支援拠点及び妊娠期からの切れ目のない支援をしておりますネウボラふちゅうで御相談いただければ、関係機関と連携しながら必要な支援をいたします。

御質問の2点目、成長に応じたニーズに対応した支援メニューはについてですが、先ほど申し上げましたネウボラふちゅうでは、妊娠期から就学前までの切れ目のない支援を行っております。また、子ども家庭総合支援拠点では、子育て家庭について、幅広く相談支援を行っております。児童センターでも、18歳までのお子さんに応じた遊びの提供と子育ての相談支援を行っており、いずれも必要な支援については、関係機関と連携しながら実施しております。

御質問の3点目、地域の保育園や関係機関が実施する子育て支援の役割についてですが、保育園においては通常の保育業務のみならず、延長保育・休日保育・一時預かり事業、地域子育て拠点事業など、様々な保育ニーズに応じた事業に取り組んでおります。また、町では、子育て応援カード・イクフレカード事業を実施していますが、カード機能の1つとして、マイ保育所・幼稚園（かかりつけ保育所・幼稚園）登録機能があります。これは、町内の保育所・幼稚園・認定こども園から、児童1人につき1園を選んでもらい、登録し、選んだ保育園等の子育て支援事業への参加や育児相談等が受けられ、希望者は、園からの事業案内も受けられるもので、町内の就学前の子どもたちを町内の保育園等で支援している事業です。今は、コロナ禍で、自由に参加できる事業は実施できていませんが、通常は地域の子育て家庭の方も参加できる園庭開放や子育て相談なども実施されており、保育園等における子育て支援の役割のウェートが大きくなっております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2 回目の質問はございますか。

18 番木田議員。

○18 番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございます。

広島市さんでは、商業施設で N P O に委託して子育て支援広場、正式名が広島市公募型子育てオープンスペースいいねというのを利用時間 10 時から 16 時、利用 1 回 100 円、これが 1 家族だそうです。年会費 100 円、休日は日曜・祝日、年末年始ということでございます。私自身もファミサポの会員として、また病児保育等に取り組んできた経験から、地域で子育て世帯をサポートしていかなければならないというふうに実感しております。特にシングルファーザー等はですね、大変困っておられる状況だと思われます。部長おっしゃるとおり、保育園もいろんなことをやっておられるわけですが、なかなか周知徹底されてない部分もあろうかと思っております。やっぱり中心になるのは保育園だろうと思うんですけど、保育園を早期に開設するようなお考えとかいうのは今現在おありですか。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（金本智巳君） 子育て支援課長です。18 番木田議員の 2 回目の御質問に答弁させていただきます。

保育所を増やすお考えはありますかについてですが、府中町第 4 次総合計画では、基本目標を、みんなで支え合い、未来につなぐまちづくりとし、子育て環境の確保として、待機児童数ゼロ人を目標としております。第 4 次総合計画後期実施計画では、保育所等創設助成事業、保育所ニーズの増加に伴う潜在的待機児童の解消に向け、新設保育所を整備する事業者に対し、助成を行うとしており、当該事業の目標値として令和 4 年度に 1 施設新設としています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、入園、通園控えによる変化、昨年 6 月に新規保育所を開園したことによる入所児童数の状況や、潜在的待機児童の分析をする必要があるため、施設整備時期の変更を検討しております。

以上、様々なことを考慮しながら、来年度以降、新規保育所の整備について考えていきたいと思っております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3 回目の質問はございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございます。働く親としてはですね、やっぱり保育園の整備が一番の助けになると思います。早期に開設されることを強く要望し、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第6項、府中町の子育て施策について、18番木田議員の質問を終わります。

続いて厚生関係、第7項、新型コロナウイルス感染対策について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。今日しんがりなので、もう少しお付き合いお願いします。

新型コロナウイルスの感染対策に関するお尋ねであります。

昨日も幾つか学校教育関連で一般質問あったわけですが、やっぱり議論の中からもいろいろ学ばせていただきました。この問題は行政の対応については国あるいは都道府県、それから市区町村、それぞれの立場と権限でいろんな課題があるということで、論議し出すとももちろん切りはないわけですが、ここでは府中町のまちの特性について考えながら、1つは町と県の関係、連携、この点について特にお尋ねしたいと思います。

質問の1つ目は我が町の特性であります。

昨日からも結構論議がありましたけども、町の感染者数は県のホームページを見るとですね、12日のデータですけども、累計で420人と、県の全体が2万729人ということで、人口比で見るとですね、府中町は県平均よりやっぱりちょっと1割ぐらい高いと、累計ですけどね、感染者数ということであります。もちろん都会のほうがおおむね高いわけでありまして、府中町が都市化しているあかしということでありますけど、こういう現状、要因を1つはどう見ればいいのかでありますか。

府中町は政策目標として広島都市圏ナンバー1の子育て支援を掲げておりますから、高齢化社会の中でも比較的若い町だという自負と認識であります。高齢化率も県内では3位、若いほうから3位ですね、ということで、若いから当然ということではあるわけですが、もう一つ面白いのは県の国勢調査の速報値を見るとですね、県のホームページにわざわざね、府中町の人口密度は県内一で4,917.7人／平方キロ、

県平均の約14.9倍と見出しつきで紹介されておるわけであります。町そのものが密だということを県内で自治体で見ると一番ということであります。これはやっぱりコンパクトシティーの考え方からすると、非常にプラスな町でありますけども、人の流れとか人流ということになるとやはり田舎よりは人の接触機会は高い町だということとであります。

こういうことは改めて言うまでもないんですが、数字を見るとですね、我が府中町の特性というのを実感せざるを得ないわけであります。

それから質問の2つ目は、それと関連するわけでありますけれども、若者のワクチン接種をどう考えるかと。打ちたくないと思う人は若いほど高いと言われておるわけですが、府中町の現状はいかがでありますでしょうか。打ちたいけど予約が取れないという待機者は減っているようですが、いかがでありますでしょうか。

若い世代への接種の促進策を独自に検討したほうがいいのかどうか、ここはちょっと考えどころだと思いますが、テレビのニュースなんかでは、商品券を出したり野球チケットを出したり、この間、群馬県では自動車が当たるといような何かそんなにんじん作戦もあるようではありますが、これは個人的にはちょっといかなものかと考えるわけですが、そういう策を何か考えるのでありますでしょうか。若者の対応についても伺いたします。

質問の3つ目は、保健所、つまりは県とですね、町との関係であります。

感染対策は基本的には保健所の仕事でということでありますけども、市町との連携、特に感染者の実態把握などの基礎的なそういう情報共有に課題はないのかということとあります。県のホームページはさっきのようにですね、毎日丁寧に感染の実情とか入院者数とか、あるいは医療体制について情報提供されておって、私たちも目にすることができるんですけども、我々が市町の役場の担当者もですね、それと同じ情報だけしか伝わってないというふうにお聞きしております。町内に何人の感染者がいるのか、数は分かるけれども、そのうちじゃ、入院している人が何人かは分からないと。あるいはホテル療養している人も何人かも分からない。あるいは在宅で療養している感染者、あるいは濃厚接触者の数、これは市町別では県のほうから情報提供がないということで、当然コロナで亡くなった人も、じゃ、町で何人いるのっていうところもきちんと把握、そういう内訳のデータが知らされていないということですが、ここはそのとおりなんでありますでしょうか、いかがでしょうか。

県と町とのコロナの連携はですね、公用車を県に貸し出したり、あるいは町の保健師が交代で県に応援派遣されたりということをやっておるということですが、あちら側に応援して情報は向こうが、向こう言うたら失礼なんですけど、おったままで、この連携というのはこういう体制で大丈夫なのかという、ちょっと心配するわけであります。

緊急事態宣言は今のところ継続されておりますけども、感染者数は非常に減っているというちょっと明るい感じもしないわけではありません。ただ、感染者数がやはり増えてホテル療養から仮にあふれた人が出てくる場合、あるいは自宅療養に追い込まれる人がそういつて出てきた場合、都会などでは何か逼迫して大変だという状況がテレビで出ておるわけですが、広島にもしそういう状況に追い込まれた場合、府中町です、そういう人が支援を求められる体制になった場合、県が自分のとこでちゃんとやって、それに応援するという形でいいんだろうかという心配であります。自宅待機しながら買い物とかですね、不自由したりすることはないのかとか、そういう応援を今、県がやっているんかもしれませんが、基礎的な自治体である町がですね、感染のワクチンの対策は責任を担わされるわけですけども、そういう自治体の感染しておる人のことを知らされなくていいのかという心配であります。同じような心配は安芸郡のほかの町会議員さんも口にされたりしておって、でも今のところこういう役割分担よという話になっておるところですけども、都市圏の中にある町、その中で県と町の連携、どうあるべきか、ここも考え方を含めてですね、お尋ねしたいと思います。

以上の点で、ややピックアップした課題ですけども、町のお考えと対応というのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。6番田中議員の一般質問、新型コロナウイルス感染対策についてに答弁いたします。

新型コロナウイルス感染対策については、町では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国・県の動きと連携しながら、感染状況の把握、町民の皆様への情報発信及び各種感染対策に取り組んでいるところです。本年度に入り、新型コロナワクチン接種事業も開始され、9月13日現在で、65歳以上の接種率は、1回目は全体の92%、2回目は全体の90%となっており、残り10%の方へも改めて勧奨通知

を発送し、接種を促しております。12歳以上の町全体の接種率については、1回目は全体の65%、2回目は全体の53%となっております。接種予約の大きな混乱もなく、おおむね65%の方が1回目の接種を終えている状況でございます。

御質問の1点目、町の感染者数が人口比で県平均を上回る要因をどう見るかについてですが、8月27日に直近1週間の人口10万人当たりの感染者数が府中町は113.11人、同日広島県全体で84.03人、広島市の98.16人と、議員御指摘のとおり、比較して高い数値となった時期もありましたが、現在はかなり落ち着いてきたと思われます。本町は広島市に周囲を囲まれ、生活圏域が一体であり、広島市の感染状況の影響を大きく受けていることが要因と考えられ、広島市に感染者が増加すると府中町も同様に増加する傾向にあります。また、高齢者のワクチン接種率2回目の終了が90%の効果は感染者の年代に大きく表れ、加えて、親族間での家庭内感染が増加していることも、若年層の感染が目立っている要因と考えられます。基本の手洗い、うがい、消毒等の徹底をはじめ、マスクを外す食事の際の会話など、家族といえども注意が必要でございます。

御質問の2点目、若者の接種促進について、町独自の促進策を検討するのかについてでございますが、直近の9月13日現在の10代の接種率は、31.6%、20代の接種率は、42.0%。30代の接種率は、43.9%と、高齢者の接種率と比較すると、低い結果となっております。先日の報道でもありましたが、東京都の調査で2割弱の若者がコロナワクチンの接種をしないと回答をしているという結果が出ていました。理由は副反応が心配、効果に疑問がある、感染しないと思うなど否定的な意見も見受けられます。強制するのではなく、ワクチンの効果を伝え、受ける側が納得して接種するような周知をしていく必要があると考えます。町としましては、広報やホームページ等で啓発するほか、町のPR大使であります漫画家の田中宏さんに、啓発ポスターを依頼しており、そのポスターを広く活用してのPRを考えております。イオンモール広島府中でのPRもお願いしているところです。また、集団接種会場で接種ができない12歳から15歳のお子さんに対し、府中みくまり病院にお願いして、専用の接種枠1日150人の2日を設けることとし、中学校を通じてお知らせしております。1人でも多くの方が接種を希望されるように、接種環境の整備と啓発を継続してまいります。

御質問の3点目、町内の感染・療養・回復者をどう把握するのか。県と情報共有し

にくい環境は問題ではないのかについてですが、町内の感染・療養・回復者の把握については、保健所の業務であり、また、個人情報保護の観点から町は詳細な情報を持っておりません。町には保健所はなく、広島県の西部保健所広島支所の管轄になりますので、西部保健所広島支所と連携しながら対応しているところです。圏域で感染者が増加した場合は、保健所からの要請により、感染者搬送対応の公用車の貸与や、保健師を派遣しております。保健師の派遣については、現在、延べ18日派遣しておりますが、派遣された保健師は、広島県の辞令を受け、広島県西部保健所職員として、積極的疫学調査等の業務に当たっております。

県と町との連携については、感染症法第44条の3第6項の規定により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供などの生活支援を行うに当たっては、必要に応じて市町村と連携するように努めなければならないとされたところ、一部の自治体では、当該規定に基づき、都道府県が個々の情報を市町村に提供し、両方で連携して生活支援事業を行っておられると聞きます。今後、本町においても、状況が悪化し、保健所から生活支援等について協力依頼があれば、対応していきたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中です。1週間単位で見ると8月の終わりはやっぱり県内で府中町がトップの感染だったということもあったようで、やはりちょっと僕らも何となく府中は都市圏のような、でも郡部よの、みたいなところで甘い見方をする向きもあるわけですが、やはり府中町のこの町の特性もしっかり考えて、警戒感を強めにやいけんなということは改めて思いました。

今、若者の接種について、啓発を主としたPRされるということで田中宏さんが、人気もあやかってということですが、何かにんじん作戦とか強制的なことをせずにはそういう啓発で意識の向上に努めるということで、それはそれで頑張っていてやっていかねばという、私も思うところではあります。

12歳から15歳の中学生に対する、これは事実上の集団接種に近い形でなかなかユニークな施策なのかなと思うわけでありまして、これも中学生ですので非常にやっぱりデリケートな対応が求められて御苦労されるのではないかと思います、頑張ってくださいと思います。ちょっと、みくまり病院ということなので、南部の

中学生などはやっぱり送迎とかもありますでしょうし、あるいは学校の中での打った打たんというような話のそこの対応っていうのもこれも結構御苦労があって工夫が求められるんじゃないかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと余談ですけども、みくまり病院っていうのは我が町にとって非常にありがたい存在だということを改めて確認したところですね。ちょっと郊外にあって、やや、言っちゃ悪いけど、そんなにふだんみんなが押しかけて忙しい病院ではないと、いざというときは結構頼りになるし、協力的な体制も取ってくれると。ちょっと調べたところによると、やっぱり原爆が落ちたときもあそこの病院は古い病院ですから、町民が治療を求めて行ったり、あるいはお医者さんが山から下りてきて治療したりということもあったようです。やっぱりふだんからどこも忙しゅうてぎちぎちでと、人がもう目いっぱいというようなことがあってはいざというときに、これは医療だけに限らないことだと思いますけども、対応しにくい、そういうときに少しでもゆとりが取れる体制をふだんからどうやって取っておく、医療も災害もですけども、その大切さをちょっと余談ですが感じたところであります。私もあそこで電話かけたらすぐ予約が取れて打ちました。

そこで、再質問ですけども、やはり県との連携ということでこれはどうしても副町長にですね、お尋ねして考え方をぜひお聞きしたいんですけれども、先ほどの部長の答弁からお聞きしてもですね、基本的な感染者情報というのがやはり県と町とでそれぞれ一応壁があるということであります。必要に応じて県と町との連携に努めるというふうな感染症法の改定もあって、必要に応じて連携に努めるということが定められたようですけども、これで大丈夫なのか、状況が悪化して保健所から協力依頼があれば対応すると。県の力はパワーはそれは結構あると思いますけども、基礎的な情報のところでもちょっと役割分担があった上で、いざというときには何とか協力があれば対応しますという、こういう体制ということですが、これだけ感染が広がって社会的にもあるいは地域でも埋もれた情報がこういうことでいいのかということでもあります。

昨日も、これは別の一般質問で消防の広域化の問題が議論されておりましたけれども、府中町のこの保健所の管轄でいえばですね、同じ西保健所は廿日市や山県郡や安芸高田市や島嶼部というのが一緒のエリアということでもあります。これはもちろん責任を持って対応していらっしゃるのでありましようけども、保健所がリストラされて統廃合されたそういう一つの効率的にはいい面かもしれませんが、きめ細かく目が

行き届くというエリアの関係でいうといかがなものかと広域消防と同様、ちょっと気になるところであります。

パンデミックは災害の1つでありますから、平時からのいろんな対応やそういう情報共有というのがあってこそいざというとき対応できるのではないかと思うわけであります。町民が本当に自宅療養していて、例えば生活支援だとか食料の買い出しだとか細かいこともあって、今は多分うまく県のほう通じてやっているんだろうとは想像しますけども、そういった本当に壁があったままでいいのかと、いざというときしっかり手を差し伸べるためにもですね、町と県の連携、あるいは特に情報の連携はいろんな法律の壁があったりするとは思いますが、そこをかいくぐってといいますか、うまく工夫してですね、さらに町も責任を持ってきめ細かく対応すべきではないかと思えます。

すみません、齋藤副町長にはですね、特に昨日も抱負を述べていらっしゃいましたが、今度は町の立場に立ってですね、県を突き上げると、そういう中でわしらも一定のことはやるけん、いろんなことを情報も共有してやっていこうじゃないかと、そういう方向をきちっと見て、町民に安心感をですね、与えていただくようなそういうお考えをぜひですね、示していただきたいと思ひまして、2回目の質問とさせていただきます。お願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

副町長。

○副町長（齋藤哲也君） 田中議員の2回目の御質問に対して御答弁させていただきます。

議員御指摘のとおりですね、なかなか我々、町の役場といたしましてもですね、やはり県からの情報がなかなか来ないということでそういう不安感というのは私、感じているところでございます。ただ、やはり県と市町村、こういう立場といたしましては業務というのはやはり法のほうではっきり区分されているという状況でございます。ここはなかなか個人情報の問題もありましてですね、情報をくれと言ってもなかなか出せるようなものではないというのが現実問題だと思っております。そういう中でもですね、特にコロナの問題というのはやはりお互い県、市町がやはり情報を密にする、やはりそういうところがやっぱり重要だと思っております。一番困りますのが、お互い業務分担をやっておる中で、そこで隙間が生まれるとかですね、どちらかが例えば

逼迫して回らなくなるとか、こういったことが起こらないということが一番大事だというふうに考えております。そういったことが起こらないようにですね、特に県と市町、情報を特に密にしてですね、連携を密にして起こらないように頑張っていきたい、常にそういう環境をつくっていきたいというふうに考えております。そういったことが住民に対する安全安心といたしますか、そういうところを保持できる町としての責務ではないかというふうに考えておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（益田芳子君） 3 回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ありがとうございます。先ほどの部長の答弁の中にも出てきた一部の自治体ではというのは何か東広島市のほうなんでしょうか、医師会が間に入るなどである程度の情報開示のようなのがあったやにもお聞きしますけども、それがよかったのか悪かったのか分かりませんが、今の齋藤副町長がおっしゃるようにですね、基本的にやはりいざというときに備える県との連携は今の法律の壁とか個人情報壁とかあるのは重々承知の上でですね、副町長、県で長年、一部は保健福祉の業務にも携わられたとお聞きしておりますので、期待を込めてですね、今の御答弁をしっかりと私も受け止めますけども、今後ともそういった期待を込めて、コロナあるいはワクチンその他対応について町と県のですね、さらなる密なる連携をですね、期待して質問を終わります。

以上です。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第7項、新型コロナウイルス感染対策について、6 番田中議員の質問を終わります。

以上で厚生関係の質問を終わります。

よって日程第2、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここでお諮りいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、

次回は９月２２日午前９時３０分から会議を開きます。御苦労さまでした。散会。

（散会　午前１１時３０分）